令和7年監査公表第6号

地方自治法第 199 条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和7年11月13日

名古屋市監査委員 金庭宜雄

同 塚本 つよし

同 小林史郎

同 小川 令 持

防災危機管理局(防災危機管理局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を 含む。)

(令和7年8月31日現在の状況)

番号 指摘(監査結果) 措置の内容 備品の管理について(財産管理事務) 本件は、倉庫内が乱雑で、各備品の 1(1)名古屋市会計規則によると、物品管 所在が把握できていなかったこと、毎 理者は、使用中の備品(閲覧用の図書 年 1回、備品の使用状況について、備 を除く。) について、財務会計総合シ 品台帳と現物との照合点検を正確に行 ステム上の備品台帳に登載し、常に使 っていなかったことが原因であったこ 用状況を明らかにしておかなければな とから、早急に倉庫内の整理を行い、 らないとされている。また、備品の使 備品の所在を明確化いたしました。今 用状況について、毎年 1回、備品台帳 後は名古屋市会計規則に基づき、年1 と現物との照合点検を行い、その結果 回、備品台帳と現物との照合点検を確 を市長及び市会計管理者に報告するこ 実に実施するとともに、整理整頓を徹 ととされている。 底し、災害時に必要な備品が速やかに 備品台帳に登載された備品の管理状 活用できる体制を維持してまいります。 況について調査したところ、西区総務 (西区総務課) 課において、令和6年2月における照 合点検結果は全て「適正」との報告で あったが、消防、防災器具類として登 載されている次表の備品について、実 査日(令和6年9月10日)時点で所在 を確認できなかった。その後、当該備 品の所在の調査を求めたところ、令和 6年11月 7日に発見された。 (表略) 当該備品は感染症対策として区役所 等に配備され、災害時の避難所におい て使用されるものであることから、常 にその所在を明確にしておく必要があ る。西区総務課においては、災害時に 必要な備品が速やかに使用できるよう。 名古屋市会計規則に基づき、備品の管 理及び毎年の照合点検を確実に実施さ れたい。 (西区総務課)

防災危機管理局(公の施設の指定管理者監査分)

(令和 7年 8月31日現在の状況)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
2(1)	貸付備品の管理について(財産管理事務) 本市では、をで関連をでいる。では、をででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(監査期間中に措置済)

観光文化交流局(観光文化交流局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を 含む。)

(令和7年8月31日現在の状況)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(1)	行政財産の貸付料収入について(収入事務) 「大政財産の貸付料収入について(収入事務) 「大政財産の貸付料収入について(収入事務) 「大政財産のでは、	本件は、年度当初の業務が繁忙であったことに加え、担当者の異動により引継ぎが不十分であったた原因です。本籍に関したでは本本納した。今日のでは本本納しまり、日本を設定した。本語をは、本語のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな
1(2)	名古屋市町並み保存事業補助金について(支出事務) 本市では、名古屋市町並み保存要綱及び名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱(以下「町並み保存事業補助金交付要綱(以下「町並み保存要綱等」という。)に基づき、町並み保存地区に指定された区域内における町並みの保存を図るために必要と認められる物件の所有者に対して、当該物件の修理等	本件は、補助金査定において担当者が誤った算定方法をとっていたこと、並びに合議を行った他の職員による算定方法の確認が不十分であったことが原因で、補助金を過大に交付していたものです。 今回の指摘を受け、令和7年7月15日に当該物件の所有者(補助金申請者)に直接面会し、口頭により経緯を説明

に要する経費の一部を補助金として交付している。

町並み保存要綱等によると、補助対象となるのは、原則として道路から見える部分の建造物等に係る経費とされており、有松地区の場合は旧東海道から見える部分の建造物等に係る経費とされている。

有松地区を対象とした町並み保存事業補助金の交付状況を調査したところ、補助対象経費の算定において、間接工事費が直接工事費の補助対象経費割合で按分されておらず、全額が見受けられた。経費とされている事例が見受けられた。設計監理費のうち図面作成費を表していても、直接工事費の補助対象経費についても、直接工事費の補助対象経費が過大に算定されていた。以上の結果、補助分象経費が過大に算定されていた。対土の結果、補助分を過大に交付していた。

歴史まちづくり推進課においては、 過大に交付していた補助金について返 還を求めるとともに、町並み保存要綱 等に基づき適正な補助金交付事務に努 められたい。

(歴史まちづくり推進課)

した上で令和7年8月8日に納入通知書を送付いたしました。

また、再発防止を図るため、担当者 及び合議を行う複数の職員が算定方法 の確認を確実に行うことができるよう に、補助金査定の際に担当者が作成す る計算書の様式を令和7年4月1日よ り改め、間接工事費等が直接工事費 補助対象経費割合で按分されているこ とが具体的に確認できる様式としまし た。あわせて、課内において、本件の 原因及び再発防止策についての情報共 有を図りました。

本件を契機に、算定方法の確認を徹底し、今後とも適正な補助金交付事務に努めてまいります。

(歴史まちづくり推進課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(3)	金券類等の管理について(財産管理事務) 本券類等の管理について(財産管理事務) 本券類を関連について(財産管理事務) 本人の管理について(財産管理事務) 本人の管理について(財産を対して) ないないはしいの現のでは、の合類のでは、のののでは、ののの現のでは、ののの現のでは、ののの現のでは、ののの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、ののの現のでは、のの現のでは、ののの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、ののの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のの現のでは、のののでは、のの現のでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、	本件は、受入・払とされていた。 を行い、対したとされていた。 を行い、がしたとされてにいた。 を行いたのでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、

観光文化交流局(公の施設の指定管理者監査分)

(令和 7年 8月31日現在の状況)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
2(1)	自主事務) 自主事務) 信文出事務) 自主事務) 信文出事務) 自主事務) 自主事務) 自主事務 自主事務 制度管理局 に、できる関連でするのと、しいるの に、できる関連に表すできるのと、し事がは、す場合にないでの をでは、す場とではないとの をではないとの をではないとの をではないとの をではないとの をではないとの をではないとの をではないとの をではないとの をではないとの をではないとの をではないと、ままずにないに、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出ででは、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののと出でで、 ののとは、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のののので、 の	本件は、指定管理者による確認体制が 不件がMICE推進課のである。 一会のでは、 一のでは、 一ので、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一ので、 一のでは、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので、 一ので

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	の不足額について追加で納付されたい。また、今後の管理運営収支決算書の作成にあたっては、自主事業に係る経費を支出に含めることのないよう、適正に作成されたい。 (ポートメッセなごやMICEコンソーシアム【名古屋市国際展示場】) (観光文化交流局関係分) MICE推進課においては、管理運営収支決算書及び自主事業実績報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な作成について指導されたい。 (MICE推進課)	
2(2)	名古屋市国際展示場における立体駐車	本件は、国際展示場において、令和

場運営業務について(契約事務)

名古屋市国際展示場指定管理者業務 仕様書によると、立体駐車場運営業務 は指定管理者が実施しなければならな い業務とされており、指定管理者はあ らかじめ本市の承認を受け第三者に委 託している。また、当該業務に係る経 費は、精算対象経費とされており、本 市が負担している。

なお、立体駐車場は、令和 4年10月 以降、大規模催事開催時における周辺 道路での渋滞対策として、一般車の利 用を停止し、催事関係者専用駐車場と して、催事主催者の利用見込台数や利 用時間の申出に基づき営業を行ってい る。

立体駐車場の運営には、令和 4年10 月以降、原則 4名の従事者が必要とさ れており、利用見込台数が 200台を超 え 2階以上を営業するときや催事の開 始前及び終了後それぞれ 2時間の入出 庫台数が増加するとき、9時間以上営 業するときには、従事者を増員し運営 されている。

令和 5年度における立体駐車場の運 営業務について調査したところ、増員 が必要な時間帯に増員が実施されてい なかったり、車の入出庫台数が減少す る催事開催時間中が従事者数の一番多 い時間帯となっているなど、必要のな

4年10月に一般車の利用を停止し、催 事関係者専用駐車場の運用を開始した ところ、施設利用者及び指定管理者が 催事関係者のみの場合では何台となる か正確な見込みができず、過剰に配置 を行ってしまったこと、 9時間を超え る営業の場合は、早出と遅出の従事者 を配置する必要があるところ、一日単 位での契約を行っているため早出従事 者と遅出従事者の勤務時間が一時的に 重複してしまうことにより、入出庫の 少ない時間帯で増員配置となることが 原因です。

今回の指摘を踏まえ、立体駐車場の 運用を見直し後の過去データをもとに、 より正確な入庫台数予測を行うととも に、入庫台数の見込みに対する配置人 員について、指定管理者とより綿密に 調整しています。

また、現状の日単位での契約の見直 しのため、警備会社への短時間勤務で の契約の検討や他警備会社との料金比 較を実施したところ、人材不足等によ り、最低保証時間が必要となり、時間 単価も短時間契約の方が高くなること から、現状の契約内容が最も経済的で あることを確認しました。

今後も、過去の実績や催事の規模か ら利用見込台数の精査を行うとともに、 適切な人員配置のもと立体駐車場の運

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	いる 営台な大 のし庫間そ (ア必の体い () 日 と で に と で に と で に と で に と で に と な に と が に な が が に な が が に か が に か が に か が に か が に か が に か が に か が に か が に か が が に か が な ら は 定 間 と 出 は ご 立 つ な か な に ま な か な ら な は 度 で と は に ま な か な ら な は た か な に ま な か な な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な な に ま な か な に ま な か な に ま な か な に ま な か な な に ま な か な に ま な か な な に ま な か な に な な か な に ま な か な に な か な な に ま な か な に な か な に な か な な に な か な な に な か な な に な か な な に な か な な に な か な な に な か な な な な	営ができるよう日々改善してまいります。 (MICE推進課)
2(3)	精算対象以外の経費により購入した備品等について(財産管理事務) 名古屋市国際展示場の管理運営に関する基本協定等によると、本市は、指定管理者に対し、業務の遂行に、使用を現代の備品を無償ででけけ、使用当該のとされている。まに係る経費については、指定管理に係る経費については、指定管理に係る経費によっては、指定管理に係る経費によっては、指定管理に係る経費によっては、指定管理によされている。	(監査期間中に措置済)

以外の経費で購入した備品及び消耗品 について、経費の誤ったものが他にな

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	いたでは、 いたでは、 のおようでは、 のおように、 のおいたでは、 のおいたでは、 のおいたでは、 のおいたでは、 のおいたでは、 のおいたでは、 のおいたでは、 のがいたがは、 のがいたがは、 のがいたがでは、 のがいでいでは、 のがいでは、 がいでは、 のがいでいでは、 のがいでいでは、 のがいでいでいでは、 のがいでいでいでいでいでは、 のがいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいで	
2(4)	事業報告書の作成について(その他事務) 名古屋市揚輝荘(南園)の管理運営に関する基本協定書等によると、指定管理者は、毎年度、施設の管理経費等の収支状況等を記載した事業報告書を本市に提出しなければならないとされている。 事業報告書及び収入・支出関係書類について調査したところ、本市に提出しなければない。	本件は、指定管理者における事業報告書提出前の帳簿との突合が不十分であったことから、令和6年6月21日に指定管理者と打ち合わせを行い、当課より事業報告書作成の際の留意点や提出前の帳簿との突合を徹底し、正確な事業報告書を作成するよう指導しました(口頭)。 また、令和7年2月13日に実施した指定管理者の管理運営状況の点検(円

された事業報告書と提出後に指定管理 ニタリング)におけるヒアリングの場 者の構成団体が作成した正味財産増減 においても、改めて上記指導をしまし

計算書に記載された金額に差異が見受した(口頭)。

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	けられた。このでは ところ、人件費別についたのでです。 をといるでは、 をといるででででいたのででのでででのでででででででででででででででででででででででで	今後において当課としても、事業報告書の内容の精査に努めてまいります。 なお、正確な事業報告書が作成されるように令和6年度の事業報告書の提出から提出期限を5月末までと見直しました(前年度は4月末期限)。 (歴史まちづくり推進課)

T

T

環境局(環境局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。)

(令和 7年 8月31日現在の状況)

番号 指摘 (監査結果) 措置の内容 1(1)適切な予算の執行について(支出事 本件は、施設課において中村環境事 務) 業所との綿密な協議が不足していたた 施設課においては、令和5年度に中 め、実情を的確に把握できなかったこ 村環境事業所の塀改設工事を行ってお とが原因です。 今回の指摘を受け、施設課施設担当 り、施工の支障となることから、工事 の一環として塀の付近にあった洗濯室 では令和6年12月に研修を実施すると や洗濯土間を撤去した上で、新たに洗 ともに、令和7年4月には公所長補佐 濯機置場を設置し、配管工事及び水栓 会において各環境事業所へ協力依頼を 類の設置等を行っていた。なお、工事 行いました。 今後は事業所と綿密に協議し、実情 期間においては、事業所内の別の場所 (以下「仮置場」という。) において、 を把握することにより、適正な予算執 行に努めてまいります。 給排水工事や電気工事を中村環境事業 (施設課) 所が別途行い、洗濯機を移設して、業 務に支障をきたさないようにしていた。 本件は、新設した洗濯機置場より利 便性の高い仮置場の継続使用に際し、 中村環境事業所における新設された 洗濯機置場を調査したところ、令和6 施設課と中村環境事業所の双方が綿密 年 3月に工事は終了していたが、同年 に調整を行っていなかったことが原因 9月の実査日時点において洗濯機は1 です。 台も設置されておらず、 7個の洗濯機 今回の指摘を受け、今後の工事にあ 用水栓は使用されていない状況であっ たっては、施設課を含む関係部署との 連絡調整をより緊密に行い、意思疎通 洗濯機置場の新設に係る経緯につい を図ることにより、適切な予算の執行 て施設課に確認したところ、令和5年 に努めてまいります。 11月の工事契約に係る入札公告前に中 (中村環境事業所) 村環境事業所と協議の上で洗濯機置場 の新設を決定していた。しかしながら、 工事着手後の令和6年1月に中村環境 事業所から仮置場の継続使用の相談が あり、その場合は洗濯機置場の新設は 行わない旨を伝えたとのことである。 その後改めて中村環境事業所から新設 の意向が伝えられたため、洗濯機置場 の新設工事を行ったとのことであった。 一方、仮置場の継続使用について中 村環境事業所に確認したところ、令和 5年11月の時点で仮置場の継続使用の 可能性について施設課に打診し、変更 可能期限を提示されたとのことである。 その後、期限内に継続使用の相談をし

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	たいない。 大きない でという にいい ではいい ではいい でいい という にいい という にいい という にいい といい という にいい にいい にいい にいい にいい にいい にいい にいい にいい に	
1(2)	長期継続契約の締結について(契約事務) 地方自治法によると、普通地方公共団体は、各年度における予算の範囲内で給付を受けることを条件に、翌年度以降にわたり、電気やガス、水の供給等を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を、長期継続初かして流される。	本件は、長期継続契約の対象となる 契約について、履行期間が複数年度に わたることを要件とするとの認識が不 十分であり、契約期間が複数年度であ る案件を長期継続契約として取り扱う 運用が従前より継続されていたため、 改めて当否を確認していなかったこと が原因です。

続契約として締結することができると 今回の指摘を受け、令和 6年11月に されている。また、地方自治法施行令 長期継続契約の取扱いに関する事項を

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	等によると、と、例の提供を準うのと、と、例の場合を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	局内に周知するとともに、令和7年7月には管理職員を対象とした研修を実施しました。 今後も、適正な契約事務の執行に努めるとともに、総務課において引き続き指導を行ってまいります。 (総務課) 今回の指摘を受け、令和7年度は、履行期間が単年度である契約について履行年度に契約を締結しております。 今後も、適正な契約事務の執行に努めてまいります。 (資源循環企画課、大江破砕工場)
1(3)	金券類等の管理について(財産管理事務) 名古屋市会計規則等によると、切るの無事事務の告題では、切るのによるに類りのでは、のののののののでは、ののののののののでは、のののののののでは、ののののののでは、のののののののでは、のののののでは、などのでは、からのののでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのののでは、などのでは、などののなどに、などののなどに、などののなどに、などのなどに、などののなどに、などののでは、などのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	(監査期間中に措置済)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	金券である。	
1(4)	毒物及び劇物の管理について(財産管理事務) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)によると、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)によると、毒物及び劇物以下「毒劇物」という。)を業務上取り扱う者は、毒劇物が盗難に必要なに必要なは紛失することを防ぐのに必されている。 また、「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」(30健環第677号)によると、毒劇物を取り扱う部署に以下ると、毒劇物を取り扱うによると、毒物劇物危害防止規定」という。)を定めるでは、大な保管庫に、その他のものと区別し	(監査期間中に措置済)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	て保管、施錠すること、保管庫の鍵の	
	管理者を選任し、鍵の管理簿を備える	
	こと、毒物劇物管理簿(以下「管理簿」	
	という。)を備え、日常的に使用量及	
	び残量を確認することなどが規定され	
	ている。	
	毒劇物の管理状況について調査した	
	ところ、以下のような事例が見受けら	
	れた。	
	ア 劇物を複数保管していたが、いず	
	れも毒劇物に該当するという認識	
	がなく、危害防止規定や管理簿等	
	が全く定められておらず、日常的	
	に使用量及び残量を確認すること	
	など毒劇物の管理に求められる措	
	置が講じられていなかったもの	
	(環境企画課(なごや生物多様性	
	センター))	
	イー部の劇物について、正確な在庫	
	量を把握していなかったもの (大江破砕工場)	
	鍵を使用したものの、鍵の管理簿	
	一	
	見されたもの (大江破砕工場)	
	環境企画課(なごや生物多様性セン	
	ター)においては、直ちに危害防止規	
	定や管理簿等を定め、その規定等に基	
	づいて、毒劇物の管理・責任体制を明	
	確にするとともに、盗難・紛失防止措	
	置を徹底し、適正な毒劇物の管理を行	
	われたい。	
	大江破砕工場においては、毒劇物の	
	正確な在庫量を把握するとともに、鍵	
	の管理簿の運用を徹底するなど、毒劇	
	物の管理を適正に行われたい。	
	なお、環境企画課(なごや生物多様	
	性センター)においては、危害防止規	
	定や管理簿等が定められるとともに、	
	毒劇物の取扱いについて所属内に周知	
	徹底された。また、大江破砕工場にお	
	いては、劇物について正確な在庫量を	
	把握するとともに、鍵の管理簿への記	
	載漏れ防止策をとり、この運用につい	
	て所属内に周知徹底がされ、必要な措	
	置が講じられた。	

健康福祉局(総務課、職員課、監査課、障害福祉部、生活福祉部、健康部、衛生研究所、生活衛生部)(健康福祉局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。)

(令和 7年 8月31日現在の状況)

番号 指摘(監査結果) 措置の内容 調査した結果、不具合の原因は以下 国民健康保険料の不納欠損処分につい 1(1)て(収入事務) のとおりとなります。 本市では、債権ごとの調定額、収入 国民健康保険システムでの不納欠損 済額及び不納欠損額等(以下「調定額 処理を 4回に分けて行っており、初回 等」という。) について、原則として である 2月の処理時に欠損金額の仮決 財務会計総合システム(以下「財務シ 定を行い、その後の 3~4月の 3回の ステム」という。)で管理しているが、 処理時に欠損対象から除外すべき保険 国民健康保険料等、財務システム以外 料分の金額を差し引いております。通 の業務システムで調定額等を管理して 常であれば、仮決定の後に欠損金額が いるものについては、その合計額を財 増加することはありませんが、例外的 務システムへ登録する運用としている。 な処理により欠損金額が増加したケー また、債権について、消滅時効の完 スが過去に発生しており、当該増加分 成により債権が消滅すると不納欠損処 がシステム上欠損処理されずデータベ 分を行うこととなっている。 ース上に残り続けたことにより、本事 国民健康保険料に係る不納欠損処分 象が発生しておりました。 については、年度末までに消滅する債 対応として令和 6年度 2月の処理前 権(以下「消滅債権」という。)が世 に過去分を含めた全ての欠損対象のデ 帯別に示された国民健康保険料欠損調 ータを確認し、本事象が発生するデー 書(報告書)を区保険年金課が確認の タ全てをデータベース上から削除いた しました。また、令和6年度の4回の 上、財務システムへ登録することとな っている。 処理ごとに不納欠損対象を確認し、本 事象が起こっているデータがないこと 不納欠損処分に係る事務処理につい て調査したところ、千種区、西区、昭 を確認しました。上記対応により令和 和区及び守山区保険年金課において、 6年度について正しく不納欠損処理が 欠損調書に極端に年度の古い消滅債権 行われました。 が見受けられ、既に不納欠損処分を行 なお、令和8年1月からシステム標 っている可能性があると考えられたた 準化により国民健康保険システムが新 め、不納欠損処分に係る消滅事由を確 システムへ移行するため、本事象は発 認したところ不明であった。 生しない見込みです。 (保険年金課) 消滅事由が不明であった債権につい て、所管課である生活福祉部保険年金 課へ確認をしたところ、国民健康保険 システムの不具合により過去に不納欠 損処分を行った消滅債権が、再度、令 和 5年度欠損調書に一部抽出されてお

り、重複して不納欠損処分が行われて

いることが判明した。

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	国民健康保険システムの不具合について、その原因は不明であるとのことだった。 生活福祉部保険年金課においては、 国民健康保険システムの不具合の原因を解明し、適正な不納欠損処分を行われたい。 (保険年金課)	
1(2)	領収書の作成について(収入事務) (収入事務) (収入の付してでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(監査期間中に措置済)
1(3)	前渡金の管理状況について(支出事務) 地方自治法によると、地方公共団体 の支出の方法の特例として、資金前渡 によることができるとされている。資	本件は、資金前渡の制度、会計規則 について、管理職員及び経理担当職員 の認識が不足していたことが原因です。 支払先からのクレジットカード支払い

金前渡とは、職員に現金支払をさせる ため、あらかじめ概括的に資金を交付 して、債権者に対し現金支払をするこ とにより円滑な事務事業を確保しよう とする制度である。

名古屋市会計規則によると、前渡金 受領者は、前渡金の出納があったとき は、領収証書その他の関係帳票と照合 の上、その都度前渡金出納簿(以下 「出納簿」という。)に登載するとと もに現在金との符合を確認するほか、 当月において前渡金の出納がなかった 場合を除き、毎月1回以上、出納簿と 現在金との符合を確認することとされ ている。また、前渡金受領者は、用務 終了後10日以内に精算書を作成するこ ととされている。

前渡金の管理状況について調査した ところ、厚生院において、以下のよう な事例が見受けられた。

- ア 資金前渡により現金を受領した後、 当該現金で支払わず、職員個人の クレジットカードで支払を行って いたもの
- イ 支払の都度、出納簿への登載をしておらず、また、精算も用務終了後10日以内に行われていなかったもの
- ウ 前記イのとおり、出納簿への登載 が遅れていたことにより、出納簿 と現在金とが一致しない状態であ ったにもかかわらず、月 1回の符 合確認結果を「一致」としていた もの

職員個人のクレジットカードによる 支払は、職員に現金支払させるために あらかじめ現金を交付する資金前渡の 制度に沿った運用ではないことから適 切ではない。厚生院においては、職員 に資金前渡の制度を周知し、交付され た現金をもって支払を行うよう徹底さ れたい。

また、名古屋市会計規則に基づき、 支払の都度、出納簿への登載を行い、 用務終了後10日以内に精算を行うとと もに、毎月1回以上の符合確認を適正 の要請に従い、法人のクレジットカードを持ち合わせていないため、個人のクレジットカードで支払いを行っていましたが、令和7年1月9日の朝礼及び厚生院管理課連絡会議にて改めて職員に資金前渡の制度を周知し、支払先との交渉によりクレジットカード以外の支払方法で調整して支払を行うよう改めました。

また、名古屋市会計規則に基づき、 支払の都度、出納簿への登載を行い、 用務終了後10日以内に精算を行わなければならないことを職員に周知し、支 払の都度、出納簿へ登載することと、 用務終了後10日以内に精算を行うよう 改め、併せて月 1回以上の符合確認を 適正に行うよう徹底しました。

(厚生院)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	に行うよう徹底されたい。 (厚生院)	
1(4)	補助金の交付について(支出事務) 本の交付について(支出事務) 本では、実に、といる。 を開ごさいる。に付書をいいで、といる。に付書をいいで、といる。 を書きないで、まました。といる。に付書をおいいで、といる。 を書きないで、また。といる。ときが、神のをは、まり、ないのでは、といる。 を書きないで、また。といる。というで、は、また。というで、は、また。というで、また。これで、また。というで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。。これで、また。これでいいいいいいい。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。。これで、また。これで、また。これで、また。これで、また。。これで、また。これで、また。。これでいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	本件については、翌年 4月に各病院 から提出される実績報告書にの内容確認 が不出のな原とが正とが正とが正とが正とが正とが正の医療を引きている対象をでです。 今回の指摘を令のでの補助をでのでのでのでのでのでのでのでのでのででででのででででででででででで

番号 指摘(監査結果)	措置の内容
経費の実支出額の算出に誤りが 結果的に補助基準額を上回るこ ったことから、交付額に誤りは たとのことであった。 保健医療課においては、実績 の確認を徹底するなど、適正な 交付事務に努められたい。また 医療施設事業者についても補助 付額が正しいか確認を行われた (保健医	はなかっ 情報告書 は補助金 に、他の 力金の交 にい。
1(6) 福雅務) 福雅務) 本籍 大学	(守山区保険年金課) で開助と では、福祉医療費助成額の算定額 本件は、職員に算定方法の認識が不足していたことが、していたことが、していたです。 をでは、地ででは、地では、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きないでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないではないでは、ないではないでは、ないでは、

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	額が過少となっていたもの (守山区保険年金課) イ 領収書金額(自己負担額)より助成額が少ない場合に領し、場合に領し、 を 支給し、助成額が過大となっていたもの (昭和区保険年金課及び守山区保険年金課においては対応では、調支給して、 を課しては対応しては対応を事例において適切に対応するとと給にあたっては領の確認を徹底するれたい。 なお、守山区保険年金課においては、対象者に対し差額分を支給するともに、金額確認の徹底については、対象者に対し差額がませて、対象者に対し差額がませて、対象者に対し差額がませて、対象者に対し差額がませて、対象者に対しをもに、企業を指置が講じられた。	
1(7)	委託料の精算について(契約事務) に対し、 に対し、 に対し、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがそ税、 にがる。 はにいる。 はいののにはののになら。 はいのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	今回の指摘を受け、受託者より税務署に対し印紙税過誤納確認申請を行ったところ、印紙税の過誤納分が還付され、委託料の精算残金として、「安定記者より本市に返還されました。本件は、食品衛生課及び受託者が、変更契約において記職をしていたことに起因しており、改めて双方で情報共有し、今後の再発防止を図りました。(食品衛生課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	当該委託契約について記りの見いでは、	
1(8)	貸付備品の管理について(財産管理事務) 保護課では、名か、とは、名のでは、なのででででででででででででででででででででででででできます。というでは、なのででででででででででででできます。というできます。というででででででででできます。というできまれば、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	(監査期間中に措置済)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	備品を預かっていることを証するものであることから、名古屋市会計規則及び仕様書に基づき、受託者に預り証の提出を求め、確実に徴取されたい。 (保護課)なお、保護課においては、預り証を徴取し、必要な措置が講じられた。	
1(9)	金券類等の管理について(財産管理事務) 名古屋市会計規則等によると、切手、 印紙、乗車券その他これらに類する物品(以下「金券類等」という。)の出納に関して、物品出納員は、物品管理	本件は、定められた事務手続についての理解が不足していたことが原因です。 指摘を受け、職員に対して金券類等の管理に関する意識の徹底を図り、金 券類等の管理について、少なくとも 1

者からの受入れ及び払出しの通知に基 づき、現物を関係書類と照合の上で受 払いを行い、その都度金券類等出納簿 に登載することとされている。

この登載については、財務システム に入力する方法により行うこととされ ている。また、金券類等の払出しの都 度財務システムへ入力することが困難 なとき等には、補助簿を用いることが できるとされており、その場合におい ては、払出しの都度決裁を行うととも に、少なくとも 1日ごとに払出数を取 りまとめて財務システムへ入力するこ ととされている。

また、健康福祉局行政監理委員会の 重点的取組として、各課長等は、毎月 1回、金券類は現物と出納簿の現在高 が一致しているか等について自己点検 を実施することとされている。

金券類等の管理状況について調査し たところ、厚生院及び衛生研究所にお いて、補助簿に記載された金券類等の 出納状況を 1日ごとに取りまとめて財 務システムに入力することなく、後日 まとめて入力している事例が多数見受 けられ、厚生院では最長 137日間、衛 生研究所では最長 127日間、財務シス テムに入力していない期間があった。

また、厚生院及び衛生研究所におけ る毎月の自己点検結果では、金券類等 出納簿残高と実数との符合結果を「一

日ごとに払出数を取りまとめて財務シ ステムに入力するよう改めました。

また、毎月 1回の自己点検における 符合確認を適正に行うよう徹底しまし (厚生院) た。

本件は、金券類等の管理について事 務手続の認識が不十分であったため、 補助簿に記載された金券類等の出納状 況の財務システムへの入力が先送りさ れていたことや、毎月の自己点検が形 骸化しており、適正に管理できていな かったものです。

ご指摘を受け、所属の役職者と担当 者で打合せを行い、金券類等の管理が 適正に進められるよう、業務手順の確 認と実施の徹底を周知し直しました。

金券類等の管理に係る財務システム への入力については、日ごとの入力を 徹底するとともに、令和7年4月から、 入力をチェックする担当者を配置し、 課長補佐とダブルチェックする運用に 職場体制を整え、確実な管理に取り組 んでおります。

また、毎月の自己点検は、チェック 表の項目を所属職員全員に改めて説明 周知し、符合確認を適正に実施するよ う意識の向上を図りました。

今後も、日ごとの確認を徹底し、適 正な事務の執行を行ってまいります。

(衛生研究所)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	致」としていたにもかかわらず、実際には、令和5年4月から差異が生じていた。 厚生院及び衛生研究所においては、金券類等の管理に関する意識の徹底を図り、適正に管理されたい。また、毎月1回の自己点検における符合確認を適正に行うよう徹底されたい。 (厚生院、衛生研究所)	
1(10)	毒物及び劇物の管理について(財産管理事務) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)によると、毒物及び劇物 (以下「毒劇物」という。)を業務上 取り扱う者は、毒劇物が盗難に遭い、 又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。 また、健康福祉局は「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」(30健環第677号)を通知し、毒劇物を取り	毒劇物の管理については、全庁を対象として平成31年3月7日に通知を発出し、毒劇物の適正な管理の周知、取り扱い状況の調査を行ったところであります。 今回、指摘があった点については、前回の通知発出から一定期間経過しており担当者が変更されている等の原因が考えられるため、再度、全庁を対象として令和7年3月4日に毒劇物の適正な管理の周知、取扱い状況の調査に関する通知を発出しました。

扱いに係る設備の点検方法等の必要な

(以下「危害防止規定」という。)を

定めること、盗難・紛失防止措置とし

て、毒物劇物管理簿(以下「管理簿」

という。)を備え、日常的に使用量及

び残量を確認すること等が規定されて いる。また、現在使用していない毒劇

物を保管している場合は、速やかに、

適正に処分することも規定されている。 毒劇物の管理状況について調査した

ところ、食品衛生検査所において、管

理している毒劇物のうち半数以上につ

いては、管理簿で容器単位でのみ管理

はされていたが、日常的な使用量及び

残量については管理されていなかった。

また、食品衛生検査所が定める名古屋

市食品衛生検査所毒物及び劇物管理規

定(以下「管理規定」という。) につ

いては、健康福祉局の通知に沿った改

正が行われておらず、危害防止規定に

記載すべき事項とされている点検方法

扱う部署において、毒劇物の貯蔵・取 また、取扱い状況の調査結果から、 必要に応じて現場検査や聞き取り調査 事項を記載した毒物劇物危害防止規定 等を行い、助言・指導を行っておりま す。食品衛生検査所については令和7 年 3月19日に調査票が提出されており 問題がないことを確認しています。

(環境薬務課)

本件は、毒劇物の取扱いについての 認識が不足していたため、管理規定の 改正、使用していない毒劇物の整理が なされていなかったことが原因です。

今回の指摘を受け、健康福祉局の 「毒物劇物危害防止規定」作成例を基 にした管理規定の改正を行い、令和7 年 2月26日の所内会議で全職員に周知 の上、3月より日常的な使用後残量等 の記録を行っております。

また、長期間使用されていない毒劇 物について令和7年度内に処分を完了 する計画であり、今後も適正な管理に 努めてまいります。

(食品衛生検査所)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	等は記載。20年代に、 20年代に、 20年	
1(11)	重度障害者福祉タクシー利用券の管理について(行政運営事務) 本市では、障害者の社会参加の促進や通院等の日常生活の利便の向上をもし、鉄道及びバスを利用することが困難な障害者に対して、重度身体で高温とが困難な障害者に対して重度身体で「名が困難なで支がという。)を区では、シー利用券等」という。)を区では、タクシー利用料金の助成を行っている。名声とは、タクシー利用料金の助成を行った。ののでは、タクシーが、というのでは、多り、が、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	本件は、事務処理状況を組織的に管理することについての認識が不足していたことが原因です。 指摘を受け、タクシー利用券等の受払状況については、受払簿に記載するとともに、タクシー利用券の交付状況の報告が行われるよう、令和6年12月26日に職員への指導を実施しました。 併せて所属長による月次の付せてタクで、併せて所属長による月次の際に、併せて多クででは、の際に、併せてタクで、一利用券等の残数確認を行うことをサー利用券等の残数確認を行うこともして、適正な管理を徹底するよう徹底していります。 (千種区福祉課)

報告しなければならないとされている。 参の管理事務について区担当者への周 タクシー利用券等の管理状況につい 知が十分でなかったことが原因である

本件は重度障害者福祉タクシー利用

こととされており、当月の交付状況を 翌月の10日までに健康福祉局長宛てに 番号

指摘 (監査結果)

措置の内容

て調査したところ、千種区福祉課において、令和 6年 6月以降の受払簿の作成及び令和 6年 5月以降の交付状況の報告が行われておらず、タクシー利用券等の残数管理が全く行われていなかった。

千種区福祉課においては、要綱等に 基づき、受払簿の作成及び交付状況の 報告を行い、タクシー利用券等を適正 に管理するよう徹底されたい。

また、障害企画課においては、区福 祉課からの交付状況の報告を受けるよ う徹底されたい。

(障害企画課、千種区福祉課)

と考えています。

今回の指摘を受け、令和7年4月24日の障害者福祉事務担当者会において、 区担当者に向け、管理事務を徹底して 行うよう、改めて周知を行いました。

また、千種区福祉課における未提出の報告書については、報告書の提出を促し、報告を受けました。

引き続き、タクシー交付状況報告書 の提出がされていない場合は、適切な 交付状況の把握のため、報告書の提出 を促します。 (障害企画課)

1(12) 福祉特別乗車券の管理について (行政 運営事務)

本市では、障害者等の自立及び社会 参加を支援し、障害者等の福祉の増進 を図るため、名古屋市障害者等福祉特 別乗車券規則等に基づき、本市に住所 を有し、身体障害者手帳等の交付を受 けた者で、障害の程度が一定の級に 当する者等及びその介護者に対し、市 営交通機関等を無料で利用することが できるよう、ICカード形式の福祉特 別乗車券及び介護者用乗車券(以下 「乗車券等」という。)を区福祉課及 び支所区民福祉課において交付してい る。

また、乗車券等の交付を受けた者が 市外転出又は手帳等の資格喪失により 乗車券等の交付対象者資格を喪失した 場合、市長に乗車券等を返還しなけれ ばならず、区福祉課及び支所区民福祉 課は、月次処理として市外転出者及び 手帳等資格喪失者に対して、乗車券等 の返還勧奨及び廃止処理を行うことと されている。

さらに、乗車券等について、受払簿により、受払状況を明らかにし、残数管理をすることとされており、当月の交付状況を翌月の10日までに健康福祉局長宛てに報告しなければならないとされている。

T

(ア) 本件は、管理職員及び担当職員 が、市外転出者及び手帳資格喪失 者についての処理についての認識 が不十分であったことが原因です。 今回の指摘を受け、職員におい ては、市外転出者及び資格喪失者 についての処理を適切に行うよう 令和 6年12月26日に注意喚起いた しました。併せて、管理職員にお いては、規則の規定を確認すると ともに、月次で市外転出者及び資 格喪失者についての処理が行われ ているかの確認を実施するなど、 適正な処理が行われているかの確 認を徹底するようにいたしました。 今後も、規則等に基づき、福祉 特別乗車券の適正な管理を行い、 再発防止に努めてまいります。

(千種区福祉課)

(イ) 本件は、精神障害者保健福祉手 帳資格喪失者の乗車券等の返還勧 奨及び廃止の月次処理が行われて いなかったことを指摘されたもの です。

月次処理に使用するリストや抽 出方法が不明確であったことが原 因で、今回の指摘を受け、他区支 所の事務処理を参考にしてそれら 乗車券等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 月次処理を行っていなかったもの
 - (ア) 令和 6年 4月以降、市外転出者 及び手帳等資格喪失者について 処理を一切行っていなかったも の (千種区福祉課)
 - (4) 令和 5年 4月以降、手帳等資格 喪失者について処理を一部行っ ていなかったもの

(西区福祉課)

- (ウ) 令和 5年 4月以降、市外転出者 について処理を一部行っていな かったもの (守山区福祉課)
- イ 令和 6年 6月以降の受払簿の作成 及び令和 6年 5月以降の交付状況 の報告が行われておらず、乗車券 等の残数管理が全く行われていな かったもの (千種区福祉課)

乗車券等については、令和2年5月15日に公表した健康福祉局に対する監査結果において、返還及び廃止処理が正しく行われない場合、乗車券等の不正利用につながるおそれがあるとして、各区が適切な事務処理を行うための規定を整備するよう指摘を受け、月次処理を行うこととしたにもかかわらず、今回の監査において不適正な事例が見受けられた。

各所属においては、規則等に基づき 月次処理を行うとともに、千種区福祉 課においては、受払簿の作成及び交付 状況の報告を行い、乗車券等を適正に 管理するよう徹底されたい。

障害企画課においては、各所属に対して適正に処理を行うよう指導されたい。また、複数の区で規則等に基づく適正な処理が行われていなかったことから、月次処理の周知がいまだ不十分であると考えられるので、各区に対して改めて月次処理の周知徹底を図られたい。 (障害企画課)

を確認することができたため、令和 6年11月末資格喪失者分より必要な月次処理を実施できています。 (西区福祉課)

(ウ) 本件については、市外転出者の 月次処理の必要性に対する認識が 不十分であり、処理の実施状況を 組織的に管理できていなかったこ とが原因です。

今回の指摘を受け、速やかに令和 5年 4月以降に未実施であった 分の月次処理を行うとともに、障害福祉担当の朝礼(令和 6年11月 29日及び令和 7年 2月21日に実施) において月次処理の必要性及び実 施の徹底について、担当職員全体 で共有いたしました。

また、障害福祉担当の課長補佐 が毎月初めに月次処理の実施状況 を確認するよう改めました。

今後も引き続き、確実に月次処 理を実施してまいります。

(守山区福祉課)

イ 本件は、事務処理状況を組織的に 管理することについての認識が不足 していたことが原因です。

指摘を受け、福祉特別乗車券については、受払簿に記載するとともに、交付状況の報告が行われるよう、職員への指導を実施しました。併せて所属長による月次の公金・金券類管理チェックの際に、乗車券等の残数確認を行うことで、適正な管理を徹底するようにしました。

今後も、福祉特別乗車券の管理に ついて、適正に管理するよう徹底し てまいります。 (千種区福祉課)

本件は、福祉特別乗車券の管理事務 について区担当者への周知が十分でな かったことが原因であると考えていま す

今回の指摘を受け、区担当者向け事 務マニュアルを改訂し、管理事務につ

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
		いて漏れのないように実施することを 記載しました。また、令和7年4月24 日の障害者福祉事務担当者会において も、区担当者に向け、管理事務を徹底 して行うよう、改めて周知を行いまし た。 (障害企画課)
1(13) T	生活保護に関する事務について(行政 運営事務) ア 被保護者の遺体の葬祭執行について 生活保護者の遺体の葬祭執行について 生活保護法第76条による遺留金品取 規程(以下「遺留金品取扱規程」という。)によると、区民生子ども課及 び支所区民福祉課は、単身世帯の被集 護者が死亡した場合、その者の扶養 務者に対し、葬祭を行う意思がある。 また、葬祭を行っている。 員等が葬祭を行っている。	本件については、葬祭等の状況を組織的に管理することが不十分だったことが原因です。 「遺留金品取扱の手引」に、「査察指導員(課長補佐)は、死亡廃止の起案が回付された際に、遺留金品や葬祭の状況を確認すること。かて在認できない事項についてもない。」と等により、適切に管理すること。」とありますが、点検が不計算されるであり、ってを発行した。 今回の指摘を受け、令和7年4月1

被保護者の遺体に係る葬祭執行の状況について調査したところ、守山区民生子ども課において、死亡を把握した日から葬祭の執行日までに 164日間を要している事例が見受けられた。

守山区民生子ども課に確認したところ、扶養義務者に対し葬祭を行う意思があるかの確認をするため、文書や電話で複数回連絡を試みたものの、長期間返答がなく、その結果、葬祭の執行までに時間を要したとのことであった。

また、生活保護業務を所管する保護 課は死亡を把握した日から葬祭執行ま での期間の目安について定めていなか った。

守山区民生子ども課においては、今 回のような事例が今後発生することの ないよう、遅滞なく事務処理を行われ たい。

また、保護課においては、区が遅滞なく円滑に事務処理を行えるよう、死亡を把握した日から葬祭執行までの期間の目安を定めるなど、取扱いを整理し、各区に周知徹底されたい。

今回の指摘を受け、令和7年4月1 日以降の死亡分より死亡廃止の際の管理は通常の査察指導台帳とは別に、専用のチェックリストを作成して実施することとしました。具体的にはチェックリストに遺留金の額、葬祭扶助の適用状況を査察指導員(課長補佐)が入力して、葬祭執行や葬儀代の業者への支払いを管理していきます。

また、査察指導員が生活保護システムのデータ抽出を月 1回以上行うことにより、上記チェックリストの入力漏れを確認します。

今後も葬祭等の状況を適切に管理し、 同様の事例が発生しないよう取り組ん でまいります。

(守山区民生子ども課)

被保護者は生前親族と交流がない方が多く、亡くなった場合に親族調査に時間を要する場合が多々あるため、できる限り親族の弔う機会を確保する観点から、保護課において被保護者の死亡を把握した日から葬祭執行までの期間の目安を定めることはしておりませ

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	(保護課、守山区民生子ども課)	んでした。 今回の指摘を受け、区民生子ど執執行の意味に関連に関連に関連に関連に関連に関連を表別にの一方のでは、大きのででは、大きのでは、大きないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
1(13) イ	イ 遺留金品に係る葬祭執行後の事務 処理について 生活保護法律第 144号)に 生活と、そのと対して 生活ると、そのと対してを対してがないながです。 を対してがないながでないでないでないでないでないでないでででででででででででででででで	(監査期間中に措置済)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	品を葬祭費用に充当して、なお残余が 生じたときは速やかに相続財産の清算 人の選任を家庭裁判所に請求し、選任 された相続財産の清算人に引き渡さな ければならないとされ、これにより難 いときは、民法(明治29年法律第89号) の規定に基づき供託することができる とされている。 さらに、遺留金品取扱の手引による と、遺留金品の処理については、1年 以内に処理を完了する、又は相続財産 の清算人の選任若しくは供託の手続に 入ることとされている。 葬祭執行後の事務処理状況について 調査したところ、以下のような事例が 見受けられた。	
	(ア) 葬祭事業者への連絡が遅れた結果、葬祭執行から葬祭費用の支払が完了するまで長期間を要していたもの(千種区民生子ども課、西区民生子ども課) (イ) 残余が生じた遺留金の処理が長期にわたり行われていなかった	
	もの (千種区民生子ども課、昭和区 民生子ども課) 千種区民生子ども課及び西区民生子	
	下種区民生子とも課及い四区民生子とも課及い四区民生子とも課においては、事務遅滞によるする信用を損なする信用を損なすることから、事務の進捗管理を徹底するなど、葬祭費用の支払を滞りなく行われたい。また、千種区民生子ども課及び昭和区民生子ども課にでは、残余が生じた遺留金については、残余が生じた遺留金にも速やかに処理を行われたい。なお、各所属においては、必要な事務処理が進められるとともに、必要な事務処理が進められるとともに、今後同様の事例が発生しないよう周知徹底が図られ、必要な措置が講じられた。	

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(13) ウ	ウ 遺留 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(監査期間中に措置済)
1(14)	予防接種実施依頼書発行に係る事務について(行政運営事務) 予防接種法等によると、麻しん、風しん及び結核などのA類疾病に係る定期の予防接種(以下「定期接種」という。)については、被接種者が居住とされている。 厚生労働省が策定した定期接種実施要領によると、保護者が里帰りしている。 厚生労働省が策定した定期接種をかまないて定期接種を発望する場合にはおいて定期接種を希望する場合には、居住地以外の市町村において定期接種をできるよう、配慮をする	本件は、福祉システムにより住所や 年齢等の確認をした場合には医療証等 の追加提出は不要である旨が、事務取 扱要領に記載されていないことに起因 するものであったことから、事務取扱 要領を改正し、各区に取扱いを周知し ました。(令和7年8月25日改正) (感染症対策課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	こととされている。 本市では、予防接種実施依頼書発行	
	等に関する事務取扱要領(以下「事務	
	取扱要領」という。)によると、本市	
	での接種が困難な場合で被接種者が愛	
	知県外の医療機関での接種を希望する	
	場合には、被接種者又はその保護者か	
	らの申請に基づき、当該医療機関宛てのる内は発生を表する。	
	の予防接種実施依頼書を発行すること とされている。また、予防接種実施依	
	頼書の発行にあたっては、申請書及び	
	母子健康手帳の写しに加え、被接種者	
	の住所、年齢等の確認のため、子ども	
	医療証等の写し(以下「医療証等」と	
	いう。)を提出させることとされてい	
	る。	
	予防接種実施依頼書発行に係る事務	
	について調査したところ、千種区、西	
	区及び守山区保健予防課では、申請に際し、東致販売では、以下を対策の	
	際し、事務取扱要領どおり医療証等の 提出を必ず求めることとしている一方、	
	昭和区保健予防課では、医療証等の提	
	出がなかった場合には、福祉総合情報	
	システム(以下「福祉システム」とい	
	う。)による住所、年齢等の確認で申	
	請を受け付けており、区によって市民	
	への対応が異なっていた。	
	所管課である感染症対策課に医療証	
	等の提出がない場合の取扱いについて	
	確認したところ、福祉システムにより 住所、年齢等の確認をした場合には、	
	医療証等の追加提出は不要とのことで	
	あった。	
	区によって市民への対応が異なるこ	
	とは公平性の観点から適切ではないこ	
	と、また、福祉システムにより住所等	
	の確認が可能であることから、感染症	
	対策課においては、申請に際し、医療	
	証等の提出を求めるのではなく、福祉	
	システムを活用して確認するよう事務 取扱要領を改正し、各区に取扱いを周	
	取扱要領を改正し、各区に取扱いを周 知されたい。 (感染症対策課)	
	M C 4 0 / C V :。	
L		<u> </u>

1(15) 外部記録媒体の利用について(行政運営事務)

局区等における情報の保護対策に関する運用要項によると、電子情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、職員は、支給以外の記録媒体を市のネットワークに接続し、又は業務に利用してはならないとされている。

外部記録媒体の管理状況について調査したところ、衛生研究所において、個人所有の外部記録媒体(USBメモリ)を業務に利用している事例が見受けられた。

個人所有の外部記録媒体を利用することは例外なく禁止されていることから、衛生研究所においては、業務には必ず支給された外部記録媒体を利用するとともに、職員が遵守すべき電子情報の保護対策について周知徹底されたい。 (衛生研究所)

本件は、職員が遵守すべき適正な電子情報の保護対策の認識が不十分であったことが原因です。

実査日以降、速やかに個人所有の外部記録媒体(USBメモリ)の使用を中止しました。

また、指摘を踏まえ、令和7年5月27日に実施した所内会議において、個人所有の外部記録媒体は例外なく禁止であることを改めて周知するとともに、電子情報保護対策の遵守について、その重要性を共有しました。

今後も会議等の機会を捉え、定期的 に注意喚起し、適正に管理するよう徹 底してまいります。 (衛生研究所)

1(17) 結核患者に対する支援について (行政 運営事務)

感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律(平成10年法律 第 114号) によると、保健所長は、結 核患者について、結核の予防又は医療 上必要があると認めるときは、保健師 等に、家庭訪問させ処方された薬剤を 確実に服用する指導その他必要な指導 を行わせるものとされている。また、 厚生労働省通知「結核患者に対するD OTS(直接服薬確認療法)の推進に ついて」によると、全ての結核患者及 び潜在性結核感染症の者(以下「患者」 という。) に対して、再発及び薬剤耐 性菌の出現防止や発症の予防のために 必要な治療の完了を徹底する必要があ ることから、治療開始から終了に至る までの患者に対して服薬支援を切れ目 なく行うこととされている。

本市では、在宅で治療を行う患者に対しての服薬支援である地域DOTSの実施方法について「名古屋市結核患

本件は、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律、厚生 労働省通知「結核患者に対するDOT S(直接服薬確認療法)の推進につい て」及び「名古屋市結核患者支援(D OTS)推進実施規程」により定めら れた、DOTS事例検討結果の個別支 援計画票への記載について必要性の認 識が不十分であったことが原因であり ます。

今回の指摘を受け、担当者全員にDOTS事例検討会の検討結果であるるとを周知徹底しました。また、保健したことを周知徹底しました。また、保健したことを客観的に確認するために、結び登録票の供覧時に使用する確認表にも登録票の供覧時に使用する確認表に事例検討会実施日欄を設けて、結まに当事による確認を行うこととしまました。さらに、他の関係者も供覧時に実施日欄の確認を行うことで、個別支援計画の記入漏れを防ぐ対策を講じました。

者支援(DOTS)推進実施規程」 (以下「DOTS実施規程」という。) により定められており、保健センター においては個々の患者に対する服薬支 援の頻度や服薬支援者、場所、方法を 組織的に決定する事例検討会を実施の 上、その検討結果が反映された個別支 援計画を結核登録票に記載し、それを 基に保健師等は地域DOTSを行うこ ととされている。

患者への服薬支援等の状況について 調査したところ、千種区、西区及び守 山区保健予防課において、事例検討会 における検討結果が反映された個別支 援計画を結核登録票に記入していない 事例が散見された。

本件については、令和元年 9月13日 に公表した健康福祉局に対する監査結 果においても指摘しているところであ り、これを受けて健康福祉局において は、DOTS実施規程を改正し、事例 検討会の検討結果を結核登録票に記入 することを明記し、各区へ周知してい る。

各所属においては、組織的な検討結果に基づいた地域DOTSを確実に行うため、また、担当者の交替時などにおける組織内の情報共有を円滑に行うために、個別支援計画を結核登録票に記入することは大変重要であることを改めて認識し、DOTS実施規程等に従った結核患者への支援を徹底されたい。

(千種区保健予防課、西区保健予防 課、守山区保健予防課) 今後も法令・規程等の遵守を徹底し、 結核のまん延を防ぐとともに、治療困 難な多剤耐性結核の発生を予防するた めに地域DOTSを進めてまいります。 (千種区保健予防課)

本件は、職員の認識不足及び失念が 原因であることに加え、事例検討会の 検討結果が反映された個別支援計画を 結核登録票に記載したことの確認を組 織全体で行っていなかったことが原因 です。

今回の指摘を受け、令和 6年11月28 日のコホート会議、令和 6年12月20日 の結核事例検討会議、令和 6年12月23 日保健師業務検討会において、再発防 止に向け、事例検討会後の結核登録票 への記載方法に関する注意喚起を実施 しました。

また、令和 7年 4月に職員の異動を 踏まえ、令和 7年 4月21日保健師業務 検討会においても再度記載に関する注 意喚起を行いました。

さらに、事例検討会を実施の上、その検討結果が反映された個別支援計画を結核登録票に記載したことを確認するため、事例検討会を実施後に供覧するように運用を開始しました。

今後もDOTS実施規程及び事例検討会の検討結果を記載することを周知徹底するとともに、組織全体で記載されているか確認できるよう改善に努めるとともに結核患者支援を徹底してまいります。 (西区保健予防課)

本件については、事例検討会における検討結果が反映された個別支援計画を結核登録票に記入することについて、 課内で認識を共有できていなかったことが原因です。

今回の指摘を受け、令和 6年12月23 日に所内会議において監査の指摘内容 を共有し、個別支援計画の記載を徹底 するよう周知を図りました。

また、同日より、事例検討会終了直後に結核登録票へ個別支援計画を記入

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
		し所内供覧を行うことで、記入が完了 したかどうかを組織的に確認するよう 改めました。 今後もDOTS実施規定等に従い、 結核患者へ服薬支援を切れ目なく行っ てまいります。(守山区保健予防課)

消防局(消防局関連事務を担当する財政局の課を含む。)

額の随意契約を締結する場合には、競

争性の観点から、2者以上の者から見

(令和7年8月31日現在の状況)

契約事務の執行に努めてまいります。

(救急救命研修所)

番号 指摘 (監査結果) 措置の内容 1(1)競争性のある契約の締結について(契 本件は、経理事務に関して認識の誤 り等があったことが原因です。 約事務) 今回の指摘を受け、主として契約事 名古屋市契約規則によると、財産の 買入れにあっては、予定価格が 160万 務を行う職員だけでなく、課内全職員 円を超えない場合には少額の随意契約 に対し本件の経緯等や適正な事務処理 によることができるとされており、そ について、令和6年12月及び人事異動 の場合であっても、予定価格が30万円 後である令和7年4月の課内ミーティ を超える契約を締結する場合は、原則 ングの機会を捉え、口頭や資料の回覧 として 2者以上の者から見積書を徴取 にて周知徹底しました。 しなければならないとされている。 また、物品の購入にあたっては可能 契約事務について調査したところ、 な限りまとめての契約をするため、必 以下のような事例が見受けられた。 要物品等については、課内で情報共有 ア 同じ品目の物品の購入について、 を図り、年間での必要数等を常時把握 あらかじめ年間の購入数量を把握 し、計画的な購入を行っていくよう努 めてまいります。 した上でまとめて契約することが 可能であったにもかかわらず、年 今後も、機会を捉えて継続して課内 3回に分けて契約していたもの 全職員に対して本指摘事項の周知徹底 に努めるとともに、年度初めや担当替 (救急課) えがあった際は、確実に引継ぎを行う (表略) イ 契約年月日及び納入期限が近接又 ように徹底してまいります。 は同一であるにもかかわらず契約 (救急課) を分割していたもの (救急課、救急救命研修所) 本件は、研修所の所管事務ごとに必 (表略) 要となった消耗品を購入したものであ 予定価格が30万円を超えるにもか り、一つの所管事務用に 1件の発注を かわらず、他の事業者から見積り 完了し、見積徴収を終え契約した段階 を辞退されたとの理由で、1者か で、別の所管事務用としても必要であ ることが発覚したため、翌日に新たに らしか見積書を徴取していなかっ たもの 別件として見積徴収を終え契約したも (救急課) (表略) ので、事前に所属全体の必要数の把握 救急課及び救急救命研修所において ができていなかったことが原因です。 は、経済性の観点から、契約を一つに 今回の指摘を受け、所属における必 要数の把握に努めることとし、原則、 まとめられたい。その結果、予定価格 が入札を実施すべき金額となる場合に 月次単位の発注方法に改めました。 (令和 6年11月 1日より実施) は、入札方式により契約手続を実施さ れたい。 今後も、本指摘事項に係る原因と対 また、予定価格が30万円を超える少 策を確実に継承するとともに、適正な

積書を徴取するよう徹底されたい。

さらに、作為的に契約を分割していると疑われかねない不適切な事例が複数見受けられたことから、局の契約事務を所管する総務課においては、局内全体に対して競争性や経済性の観点も含めた適正な契約手続に関する意識の向上を図られたい。 (総務課)

本件は、事務仕事をやるという前提 で入庁している消防職員が少ないため、 事務に対する意識が低く、経理事務に 関する認識及び知識が不足しているこ とが原因であると考えます。

今回の指摘を受け、特に契約事務に 対する意識の醸成が重要であると考え、 毎年度当初に開催している経理事務の 基本的な内容である執行事務、歳入及 び物品事務等に関する経理事務講習 (令和7年4月23日実施)に加え、契 約事務に特化した講習を開催すること としました(令和7年度については令 和7年9月3日開催予定)。

今後も、経理事務に係る研修を毎年 2回実施し、所属職員の知識及び意識 向上を図ることにより、消防局全体の 経理事務に対する意識の強化に努めて まいります。 (総務課)

1(2) 消防機械器具に係る指定点検の実施について(財産管理事務)

消防装備管理規程及び消防装備管理 事務処理要綱(以下「規程等」とい う。) によると、消防機械器具(消防 車、消防舟艇及び放水器具など) につ いて点検を行い、その結果を記録し、 簿冊を整理、保管しなければならない とされている。また、点検のうち、機 能保全のために特に時期及び内容を指 定して行う指定点検については、1か 月点検、6か月点検及び器具年次点検 に区分され、点検結果は点検表に記録 し、消防装備管理者(署長)に報告す ることとされている。なお、点検結果 の報告については、消防署長以下代決 規程運用基準によると、主管課長まで の報告にとどめることができるとされ ている。

消防機械器具に係る指定点検の実施 状況について調査したところ、以下の ような事例が見受けられた。

ア 点検表が作成されておらず、点検 が実施されているか確認すること 本件は、規程等に関する理解不足が 原因です。

今回の指摘を受け、令和 6年10月に 事務処理担当者を対象とした職場会議 を開催し、消防装備管理規程及び消防 装備管理事務処理要綱に基づく事務処 理要領の確認を行いました。

また、前提として警防業務は24時間体制の2課制で運用されており、車両点検・整備等の情報共有が不可欠です。各課には複数の車両管理担当者がることが表別の事務日(週休日)がそれぞれ異なに現代のような担当者間の事務処理漏れが生じる可能性がありまれをであるでは、直接の実施日や点としました。

今後も、点検の取組の趣旨・目的について周知し、再発防止に取り組んでまいります。 (昭和消防署)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	ができないのというできないのできないのできないのできないできないできないできていたでは、ないのでは、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	本表りの大きなとと、自体では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな
1(3)	貸付備品の管理について(財産管理事務) 予防課では、防火管理研修センターの業務運営を業者に委託しており、者に委託しており、者に受けけている。 貸付備品の管理について、名古屋市会計規則によると、物品出貸けけを場合には、貸けける場合には、貸ければを登ける場合による場合による場合によるとされている。ときは、委託者に預り証を提出しなければならないとされている。 防火管理研修センターにおける貸付	(監査期間中に措置済)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	備品の管理状況について調査したところ、受託者から預り証が提出されておらず、また、予防課は、受託者に預り証の提出を求めていなかった。 預り証は、貸付けを受けた者が現に備品を預かっていることを証するものであることから、名古屋市会計規則及び契約書に基づき、受託者に預り証の提出を求め、確実に徴取されたい。 (予防課)なお、予防課においては、預り証を徴取し、必要な措置が講じられた。	
1(4)	救急救命士の教育訓練用資器材に係る 経費の分担について(行政運営事務) 本市は、受知県、いう。とのでは、 一、は、 一、は、 一、は、 一、は、 一、は、 一、は、 一、は、 一	本件は、教急な力量を関し、 本市及が開連にて支がかります。 本市及では、大きなといる。 本のでする。 を関連にてものですがですができます。 を関連にてものですがですができますができますができますができますができますができますができまずでである。 本性は、教急とにより、自己といるでは、本には、本には、本には、自己といる。 本には、は、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、

支出を超過した場合の経費の精算につ (救急救命研修所) いては規定されていない。

取り交わしました。

ている状況であった。なお、覚書には、書を、令和7年3月24日以後、三県と

支出が収入を超過した場合又は収入が

救急救命研修所においては、教育訓練に必要な資器材に係る経費の分担が本市及び三県で公平となるよう、覚書の見直しについて三県と協議されたい。

(救急救命研修所)

環境局 (工事)

		-
番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(2)	消防用設備等の維持管理について(維持管理業務) 消防用設備等の維持管理について(維持管理業務) 消防用設備等の維持管理について(維持管理業務) 消防活力を表別の所有ののののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個の	本件は、「センター」を生物多様性で、「という。 では、「センタ当該ととでは、「という。」を生物を生物を生物を生物を生物を生物を生物を生物を生物を生物を生物を生物を生物を

なお、当該給水管については、指摘

に基づき令和6年12月に、条例や基準

上下水道局(工事)

(令和 7年 8月31日現在の状況)

のための留意事項」を発出し、局内に

周知を行いました。

番号 指摘 (監査結果) 措置の内容 1(1)適正な給水管の設計について(設計) ご指摘の件につきましては、職員が 火災予防条例(以下「条例」とい 設計・積算やその確認作業をするにあ う。) によると、全出力20キロワット たっての、基準等に対する認識不足や を超える変電設備で、屋内に設けるも 思い込みによる確認不足が原因である のの位置の基準は、水が浸水し、又は と考えます。 浸透するおそれのない位置に設けるこ 令和 6年12月 5日に当該給水管を使 用禁止とし、令和 6年12月23日に当該 ととされている。 また、建築機械設備設計基準では、 給水管を撤去して、条例や基準に適合 建築機械設備の設計は、本基準による するよう是正しました。 ほか、国土交通省が定める建築設備設 原因を踏まえ、令和6年12月19日に 計基準(以下「基準」という。)によ 施設課機械グループ会議において指摘 るとされている。基準では、水損によ 内容を周知するとともに、再発防止と り行政機能等に著しい悪影響を及ぼす なるよう機械設備設計業務チェックリ 室には、水系配管を行わないとされて ストの見直しを行いました。 おり、やむを得ず水系配管を行う場合 改正した機械設備設計業務チェック は、水損対策を講ずることとされてい リストは、「給水管ルートは条例や基 準に適合しているか(火災予防条例14 「南部営業センター(仮称)建築機 条や建築設備設計基準第 5編第 2章第 械設備工事」では、新築建物内に給水 7節給水管及び第 8編第 6章水損対 管等を設置する設計となっていた。設 策) L といった事項を明記するととも 計図書を確認したところ、別途工事で に令和7年1月8日に関係課公所に周 設置された全出力 375キロワットの変 知しました。 電設備がある室において、水損対策を また、令和7年6月3日の市工事監 講じずに、給水管を変電設備の直上に 査指摘・注意事項等説明会を踏まえ、 設置する設計となっていた。なお、現 令和 7年 6月13日に改めて機械設備設 地調査したところ、給水管は、設計と 計業務チェックリストの活用を局内関 同様に変電設備の直上に設置されてい 係課公所に周知をしました。 加えて、令和 7年 6月20日から25日 た。 当該給水管については、地震による で市工事監査指摘・注意事項等説明会 破損や経年劣化により漏水し、直下に の内容について課内研修を行いました。 ある変電設備に水がかかると、火災や 今回の指摘を踏まえ、適切な設計を 行うよう努めてまいります。 感電事故発生のおそれがあるため、条 例や基準に適合するよう是正されたい。 (施設課) また、今後同様の設計にあたっては、 条例や基準に適合した設計とするよう ご指摘の件につきましては、令和7 改めて局内に周知されたい。 年 2月 7日付事務連絡「工事及び委託 (施設課) における適正な設計・積算・施工管理

番号 指摘(監査	結果)	措置の内容
に適合するよう是正な	行われた。	また、監査書確定後の令和7年4月7日に事務連絡「令和6年度市工事監査における指摘及び注意事項について」を発出し、局内に再度周知を行いました。 加えて、令和7年6月3日に令和6年度市工事監査指摘・注意事項等説明会を開催するとともに、各職場でその説明会の資料を用いて職場内説明を実施することで、局内に広く周知を行いました。 (技術管理課)
1(2) 適正な間接工事費の第 適正な間接工事費の第 算) 一大は、大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	事接管さい及じさ市大場用の優さい工度等では、 このででででは、 このでででは、 このでででは、 このでは、 このでは、	ご指摘の件につきまとでは、間接工 事費の算定について、基準に表さとと 原発件のです。 原因を踏まえ、令和 6年12月25日 及 で令親長よりのののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 ののでで、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 ののでで、 のので、 ので、

「中川区島井町地内富田幹線改良工事」では、水道管を開削工法により設置する設計となっていた。設計書を確認したところ、適用条件の「大都市」に該当していたにもかかわらず、「大都市」の補正係数ではなく、他の補正係数を使用して間接工事費を算定しており、結果としてその費用が過小となっていた。

水道工事の間接工事費の算定にあたっては、水道用設計積算基準に基づき、 適用条件の該当有無を十分確認し、間 接工事費を算定するよう改めて局内に 引き続き、今回の指摘内容を重要確認事項として組織的に確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。 (配水設計課)

ご指摘の件につきましては、令和7年2月7日付事務連絡「工事及び委託における適正な設計・積算・施工管理のための留意事項」を発出し、局内に周知を行いました。

また、監査書確定後の令和7年4月

番号	指摘	(監査結果)	措置の内容
	周知されたい。	(配水設計課)	7日に事務連絡「令和 6年度市工事監査における指摘及び注意事項について」を発出し、局内に再度周知を行いました。 加えて、令和 7年 6月 3日に令和 6年度市工事監査指摘・注意事項等説明会を開催するとともに、各職場でその説明会の資料を用いて職場内説明を実施することで、局内に広く周知を行いました。 (技術管理課)

令和 6年監査報告第 4号関係分(令和 6年11月18日報告)

子ども青少年局子育て支援部玉野川学園及びあけぼの学園

番号	指摘事項(監査結果)	措置の内容
1(2)	 備品の管理に対している。 情品の管理に対している。 は、ストリリのでは、では、このでは、のでは、のででは、では、このでは、のででは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、でのとない、では、このでは、では、このでは、でのとない、では、このでは、では、でのとない、では、でのでは、でのとのでは、でのとないが、では、でのに、ないが、で、では、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	本件は、備品の管理について職員の認識が不足していた結果、たことを実済みの事実が確認とが原因が原因です。 指摘を受け、廃棄済みの不用に発展をでするととも会にいるのでは、のの不可のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののででは、ののでは、は、ののでは、

区役所(東区、北区、中村区、瑞穂区、南区)

		(令和 7年 8月31日現任の状况)
番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(1)	つり銭の算定手続について(収 大事務) の算定手続について(収 大事務) の事務) で、理。とのことので、理のとので、理のので、で、理ののでで、理ののでで、理ののでで、理ののでで、理ののでで、理ので、で、理ののでは、で、理ののでは、で、理ののでは、とのでは、で、理ののでで、で、理ののでで、で、理ののでで、で、理ののでで、で、で、で、で	(監査期間中に措置済)
1(2)	前渡金の管理について(支出事務) 名古屋市会計規則によると、前渡金 受領者は、前渡金について保管の安全 を図らなければならないとされており、 出納があったときは、領収証書その他 の関係帳票と照合の上、前渡金出納簿 に登載するとともに、現在金との符合 を確認することとされている。また、	ア 本件は、主に報償費を専ら現金支払とし、資金前渡により処理していたため、件数が多く事務が遅れていたことが原因です。 今回の指摘を受け、報償費を中心に口座振替による支払に移行することで、前渡金による支払い件数を大幅に減らしました。

番号 1(3)

指摘 (監査結果)

措置の内容

用務終了後10日以内に精算書を作成し、 精算残金を生じたときは、速やかに戻 入の手続をすることとされている。

前渡金の管理状況について調査した ところ、以下のような事例が見受けら れた。

ア 領収証書及び支払残金については 速やかに経理担当者へ提出されてお り、支払履歴の把握は可能であった ものの、令和 6年 8月以降の支払に ついて、実査日(令和 6年 9月27日) 時点で前渡金出納簿に未登載のもの や、精算期限の経過後に登載されて いるものが多数あった。

(中村区保健管理課)

イ あらかじめ資金交付を受けた前渡 金口座から現金を出金する際、キャ ッシュカードを使用していた。

(南区地域力推進課)

中村区保健管理課においては、名古 屋市会計規則に基づき、前渡金の管理 を適正に行われたい。

南区地域力推進課においては、キャッシュカードを使用することで、組織的なチェックを経ない不正な出金を助長するおそれがあることを踏まえ、キャッシュカードの廃止を検討されたい。

今後も適正な事務執行が可能となるよう、事務の改善に努めてまいります。 (中村区保健管理課)

イ 今回の指摘を受け、令和7年3月 にキャッシュカードを廃止しました。 (南区地域力推進課)

1(3) 毒物及び劇物の管理について (財産管理事務)

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律 第 303号)によると、毒物及び劇物 (以下「毒劇物」という。)を業務上 取り扱う者は、毒劇物が盗難に遭い、 又は紛失することを防ぐのに必要な措 置を講じなければならないとされてい る。

また、「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」(30健環第 677号)によると、毒劇物を取り扱う部署においては、毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。)を定めることとされており、危害防止規定によれば、毒劇物を使用したときは、毒物劇物管理簿(以下「管理簿」という。)

ア 本件は、管理簿による毒劇物の管理を徹底できていなかったことが原因です。

指摘を受け、記載に不備のあった 硫酸について管理簿に適正に記載し ました。今後とも、管理簿による管 理及び毎月の点検を徹底してまいり ます。 (中村区環境薬務課)

イ 本件は、危害防止規定の確認不足 により、管理簿への在庫数量の記載 が必要であると認識していなかった ことが原因です。

今回の指摘を受け、危害防止規定 を確認の上、毎月の点検時に在庫量 等を確認し、管理簿への記載を実施 しております。なお、3種の毒劇物

番号 指摘(監査結果) 措置の内容 のうち、2種は令和6年度中に廃棄 に使用量及び在庫量を記載することと されている。さらに、管理責任者等は、 処分しています。 今後も継続して毎月の点検を実施 管理簿が適切に記載され、管理簿の在 庫量が現物と一致していること等につ し、管理簿への記載も行ってまいり いて、定期的に点検することとされて ます。 (南区公害対策課) いる。 毒劇物の管理状況について調査した ところ、以下のような事例が見受けら れた。 ア 管理簿に記載された硫酸の在庫量 に誤りがあり、さらには、 2つの容 器に分けて管理している硫酸のうち、 一方の正確な在庫量を把握しない状 態で、毎月の点検を行っていた。 (中村区環境薬務課) イ フッ化水素を始めとする 3種の毒 劇物について、管理簿に在庫量等が 全く記載されていなかった。さらに は、毎月の点検を経てもなお、この 状態が是正されていなかった。 (南区公害対策課) 毒劇物の管理が適正に行われていな い場合、盗難や紛失が発生しても認識 できず、重大な事故につながる危険性 がある。このことを踏まえ、中村区環 境薬務課及び南区公害対策課において は、危害防止規定に基づき、毒劇物の 管理を適正に行われたい。 1(4)消防用設備等の維持管理について(財 産管理事務) 建築基準法(昭和25年法律第 201号) は早急な対応が必要であるという認 によると、建築物の管理者等は、その 識がありませんでした。 建築物の敷地、構造及び建築設備を常 時適法な状態に維持するように努めな ければならないとされている。 また、消防法(昭和23年法律第 186 号)によると、防火対象物の管理者等 は、同法施行令(昭和36年政令第37号) に定める消防用設備について、消火、

避難その他の消防の活動のために必要

とされる性能を有するように設置し、

維持しなければならないとされている。 さらに、避難又は防火上必要な設備等

の維持管理等について、防火管理者に 行わせなければならないとされている。 ア 毎年、法令に基づき消防設備点検 を実施しているところですが、今回

今回の指摘を受け、消防設備点検 の指摘は令和6年8月に庁舎管理担 当間で共有し、速やかに改善するよ う努めるようにしております。

今後につきましても法令に基づい た点検及び改修を行い、常に法令の 基準に適合するよう適切な維持管理 に努めてまいります。

(東区総務課)

(未措置) イ

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	正はな に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
1(5)	緊急援護資金の管理について(行政運営事務) 区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護申請者等に対し、緊急的に援護が必要な場合に、区社会福援協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金(以下「援護資金」という。)の貸付又は支給を行って事業実施要領によると、援護資金の払出しを用書を徴収することとされており、払出し後は、緊急援護資金出納簿に記載の上、査察指導員(生活保護業務を担当する課長補佐)による確認を受け	(監査期間中に措置済)

番号 措置の内容 指摘 (監査結果) ることとされている。 また、区民生子ども課長及び支所区 民福祉課長は、毎月 1回以上、援護資 金の執行状況及び残高について緊急援 護資金出納簿等の帳簿を確認するとと もに、帳簿と現金を照合することとさ れている。 援護資金の管理状況について調査し たところ、中村区民生子ども課におい て、未返還の貸付金に係る借用書につ いて、組織として管理するための簿冊 を作成せず、各担当者が個々に保管し ており、課長による毎月の確認が行わ れていなかった。 中村区民生子ども課においては、緊 急援護事業実施要領に基づき、援護資 金の管理を適正に行われたい。 (中村区民生子ども課) なお、中村区民生子ども課において は、未返還の貸付金に係る借用書を保 管する簿冊を作成し、組織として管理 する体制を整えた上で、課長による毎 月の確認を行うよう改めており、必要 な措置が講じられた。 1(6)拾得物の取扱いについて(行政運営事 ア 本件は、拾得金の取扱いについて 務) の認識が不足していたことが原因で 遺失物法(平成18年法律第73号)に す。 今回の指摘を受け、受付日から7 よると、施設占有者は、自ら拾得し、 又は拾得者から交付を受けた遺失物 日以内に警察署に届出を行うこと及 (以下「拾得物」という。)について、 び物件価格と管理等に要する費用と 速やかに遺失者に返還し、又は警察署 の比較検討を行った上で所有権取得 に提出することとされており、警察署 権利の放棄を検討することについて、 への提出を 1週間以内にしなかった場 監査直後に役職者及び担当者間で確 合には、遺失者が判明しない等の場合 認し、監査以降は適正に手続を行っ に拾得物の所有権を取得する権利(以 ております。また、事務処理の遺漏 がないか、拾得物届出書の提出に係 下「所有権取得権利」という。) につ いて、失うものとされている。 る決裁にあわせ、拾得物一覧表との また、区役所・支所拾得物取扱要領 突合を行うことにより、確認を行う

ようにしています。

ます。

今後も拾得物取扱要領に基づき拾

(中村区総務課)

得金の取扱いを適正に行ってまいり

ア 本件は、担当者が『区役所・支所

によると、区役所又は支所庁舎内の拾

得物について、区総務課又は支所区民

生活課で受け付け、遺失者が判明した

場合は、遺失者から拾得物受領書を提

出させた上で遺失物を返還することとされている。遺失者が判明しない場合

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	は、一大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	拾得物取扱質』を把握できていないです。 を把握でです。 ですで要してで要してで要してで要してで要してで要してで要してで要してで要してのでででででででででで
		1

令和 7年監査報告第 1号関係分 (令和 7年 2月18日報告)

の状況とならないよう、インターネッ

観光文化交流局(公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー(出資団体監査分))

(令和 7年 8月31日現在の状況)

番号 指摘 (監査結果) 措置の内容 インターネットバンキングの利用権限 団体においては、1つの利用者 ID 1(1)を共用しており、一人で支払ができる の設定について(支出事務) ビューローの支払事務においては、 状況となっていたほか、誰が操作した 送金の手段として、金融機関のインタ か分からない状況となっていたことか ーネットバンキングを利用しており、 ら、速やかに誰が操作したか履歴を分 その流れとしては、振込先の口座や支 かるようにして不正な処理を防止する 払金額等の必要情報の登録(以下「振 ために、職員一人ひとりに利用者ID 込登録」という。)を行った後に、入 を割り当てるとともに、同一人物が振 力内容の承認(以下「振込承認」とい 込登録と振込承認ができないようにす う。)を行うことで、自動的にデータ るために、職員一人に 1つの利用権限 が送信され、振込先への送金が行われ を付与されたことを確認しました。 また、団体においては、インターネ るものとなっている。 ビューローのインターネットバンキ ットバンキングの利用権限について、 ングの利用状況を調査したところ、実 規程等がないことの指摘を受け、イン 務上は、振込登録と振込承認を経理・ ターネットバンキングの利用にあたり、 企画グループ長及び担当者 2名が、そ 適切な事務処理と安全な利用を図るこ れぞれ分担して行っていたとのことで とを目的に、管理者と利用者のそれぞ あった。一方で、システム上は、経理 れの業務及び権限や、ID・パスワー ・企画グループ長及び担当者 2名が振 ドの管理等の事項について、利用要綱 込登録及び振込承認の両方の権限が付 を令和7年8月1日に定めたことを確 認しました。 与された 1つの利用者 I Dを共用して (観光推進課) おり、一人で支払ができる状況となっ ていたほか、誰が操作したか分からな い状況となっていた。また、インター ネットバンキングの利用権限について、 明文化された規程等がなかった。 振込登録及び振込承認の両方の権限 が付与された利用者IDを共用してい ると、組織的なチェックを経ずに振込 を行うことができ、さらに、誰が操作 したかという履歴が残らないことから、 不正な振込を助長するおそれがある。 そのため、振込登録又は振込承認をす る職員それぞれに個別のIDを割り当 てるとともに、各IDには振込登録の み又は振込承認のみの権限を付与する よう改められたい。また、今後も同様

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	トバンキングの利用権限について、規 程等を定められたい。	

緑政土木局(名古屋西部ソイルリサイクル株式会社(出資団体監査分))

		(11 / 1
番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(1)	取締役の利益相反取引の承認について(その他事務)会社法律第86号)者は17年法律第86号)者の社法(本年第86号)者の社法(本年)。 と、本書のでは、本書のは、本書の	本件は、団体において利益相反取引の記識不足に起の記識不足に起の記識不足に起の指摘をに起てのの指摘をに起てのの基準に起いて利益をという。 356条にて理解の一致が国政のをはは、1月120のの会には、1月120のの会には、1月120のの会には、1月120のの会には、1月120のの会には、1月120のの会には、1月120のの会には、1月120のの会には、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120ののでは、1月120のでは、1

総務局(公立大学法人名古屋市立大学(出資団体監査分))

(令和 7年 8月31日現在の状況)

番号 指摘 (監査結果) 措置の内容 1(1)債権の管理について(収入事務) 団体においては、債権の総点検を行 名市大には、診療費に係る債権のほ い、債権の重複や誤計上が生じていた か、補助金、受託研究及び財産貸付な ものについては修正し、入金があった どに係る債権がある。 にもかかわらず消込ができていなかっ 公立大学法人名古屋市立大学債権管 たものについては消込処理が行われ、 理規程(以下「債権管理規程」とい その他のものについては、電話等で督 促等を実施するなど、未収金の解消に う。) によると、債権の管理は、経理 向け、管理を継続することとなりまし 責任者である各課室長が行うものとさ れており、債権が発生した場合には、 なお、債権の管理について、収入事 必要な事項を、適時かつ適切に帳簿等 に記載又は記録しなければならないと 務のフローや未収が発生した場合の対 されている。 応フローを記載した「収入事務の手引 また、入金の記録に基づいて、適時 き」を作成し、令和7年7月22日にメ かつ適切に債権との照合及び未収記録 ールにて各所属に周知されました。手 の抹消処理(以下「消込処理」とい 引きには、債権の重複・誤計上、消込 誤りが生じないよう、財務会計システ う。)を行わなければならないとされ ているほか、債権の内容を変更すべき ムへの入力の際のダブルチェックを促 事実が生じた場合には、適時かつ適切 す旨も記載され、収納事務の改善が図 に債権の変更内容を帳簿等に記載又は られました。 記録しなければならないとされている。 また、財務課が所管する口座を入金 このほか、毎月、入金の期限を経過 先口座に指定していたものについて、 した債権(以下「未収金」という。) 伝票の作成から入金確認までを各所属 について内容を調査し、未収金の状況 にて行うよう役割を整理するとともに、 を的確に把握するものとされており、 各所属が入金確認を行いやすくするた 半期ごとに未収金の回収計画を策定す めに、希望所属にはインターネットバ るとともに、会計責任者である事務局 ンキングのIDを付与し、インターネ 長に未収金の状況を報告するものとさ ットバンキングの I Dが与えられてい れている。 ない所属には財務課から入出金明細を さらに、未収金に関する督促を、督 共有することになりました。 促状等をもって行うこととされており、 加えて、半期に一度、財務課が各課 債権に関する事項については経理総括 の債権管理状況を集約、チェックする ことで組織的に管理する仕組みの構築 責任者である財務課長と連絡調整の上、 未収金の回収に努めなければならない をしております。 (市立大学課) とされている。 なお、請求に当たって、各課室の経 理責任者が管理する適切な入金先口座 がない場合には、入金先口座として財 務課が管理する口座を指定していると のことである。

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	補助ない。 一大のないは、これでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大い	
1(2)	インターネットバンキングの利用権限の設定について(支出事務) 名市大の支払事務においては、送金の手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その	団体においては、利用者ごとに I D を交付し、利用者ごとに交付する I D には振込登録の権限と振込承認の権限 のいずれか一方の権限のみしか付与しないよう権限設定を見直されました。

流れとしては、振込先の口座や支払金 額等の必要情報の登録(以下「振込登 録」という。)を行った後に、入力内 容の承認(以下「振込承認」という。) ルにて各所属に周知したこと及びイン を行うことで、自動的にデータが送信 され、振込先への送金が行われるもの となっている。

名市大のインターネットバンキング の利用状況を調査したところ、財務課 において、振込登録及び振込承認の両 方の権限が付与された 1つの利用者 I Dを担当者 3名で共用しており、シス テム上は誰が操作したか分からない状 況となっていたほか、担当者 3名それ ぞれが振込登録及び振込承認を一人で 行っていた。また、インターネットバ ンキングの利用権限について、明文化 された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限 が付与された利用者IDを共用し、さ らに、振込登録及び振込承認を一人で 行うことは、誰が操作したかという履 歴が残らず、組織的なチェックを経ず に振込を行うことができるため、不正 な振込を助長するおそれがある。その ため、振込登録又は振込承認を行う職 員それぞれに個別の I Dを割り当てる とともに、各IDには振込登録のみ又 は振込承認のみの権限を付与するよう 改められたい。また、今後も同様の状 況とならないよう、インターネットバ ンキングの利用権限について、規程等 を定められたい。

また、「インターネットバンキング 利用要綱」を制定し、令和7年7月1 日から施行するとともに、同日にメー トラネットに掲載したことを確認しま (市立大学課) した。

1(3)単価を定める契約に係る事務手続につ いて(契約事務)

公立大学法人名古屋市立大学会計規 程(以下「会計規程」という。)及び 公立大学法人名古屋市立大学契約事務 手続要綱によると、競争入札に付する 場合は、予定価格の制限の範囲内で最 低の価格をもって申込みをした者を契 約の相手方とするとされている。

さらに、入札参加者に必要に応じて 積算内訳書を作成させることができ、

本件は、単価を定める契約に係る事 務手続について、総額による一般競争 入札の落札金額が予定価格を下回って いることを確認するのみで、落札金額 の積算根拠を落札者へ求めておらず、 契約締結時の単価の確認が不十分であ ったことが原因でした。

そのため、今回の指摘を受け、令和 7年度の一般競争入札では落札者から、 競争入札参加資格確認申請書の添付資 料として、積算根拠となる積算内訳書

落札者となるべき者に対して提示を求め、その確認を行った上で落札決定を行うものとされているほか、必要があると認める場合は、積算内訳書を提出させることができるとされている。

みどり市民病院管理課(旧名古屋市 立大学緑市民病院大学病院化推進室) において契約している看護補助者に関 する労働者派遣契約について調査した ところ、本契約は、総額による一般競 争入札を行った上で、落札者となった A社との間で職種ごとの単価を定めた 契約書を交わし、勤務実績に応じて支 払額を確定させるものであった。

しかしながら、落札金額の積算根拠を確認しておらず、契約書の単価には予定価格を設計するために事前にA社から徴取した見積書の単価を記載していたことにより、契約書の単価に予定数量を乗じた金額(124,407,040円)が、落札金額(122,659,190円)を超過する状態となっていた。

なお、勤務実績が予定数量に及ばな かったため、実際の支払総金額は落札 金額を下回っていた。

みどり市民病院管理課においては、 必要に応じて落札金額の積算根拠を確認し、落札金額と齟齬のない適正な金額で契約書を作成されたい。

また、今回のような契約では、入札 参加者に積算内訳書を作成させ、落札 者となるべき者の積算内訳書を確認し た上で、落札決定を行うことが望まし いと思料されるため、今後は入札過程 での積算内訳書の確認を検討されたい。

契約事務を所管する財務課において は、同様の事例が発生しないよう、適 正な入札・契約事務手続について各所 属に周知されたい。 を令和7年3月11日に提出していただき、落札金額と齟齬のない契約を同年4月1日に締結し、事務手続の改善が図られました。

なお、毎月、勤務実績に応じた支払 額を支出する際には、契約書に示され た職種ごとの単価と請求書記載の職種 ごとの単価に相違がないかを確認した 上で、支出処理が行われています。

また、指摘を受け、適正な入札・契 約事務手続について、令和7年8月26 日にメールにて各所属に周知されまし た。 (市立大学課)

1(4) 業務実態に合わない契約方法について (契約事務)

会計規程によると、契約は一般競争 入札、指名競争入札又は随意契約の方 法により締結するものとされている。 本件は、検査項目や数量が契約期間 前には定まらず、金額が確定しないと の理由により、検査の実施前に事業者 から見積書を受領することを怠ったこ と、請求書の内訳について請求単位と 番号 指摘 (監査結果) みどり市民病院経営課において、毎 月契約している「外注検査委託料(第 2区分) 随契」のうち、8月1日から 8月31日までを契約期間とするものに ついて調査したところ、以下の状況で あった。 ア 検査項目や数量が契約期間前には 定まらず、金額が確定しないとの理 由により、契約期間終了後に請求書 や納品書とともに受領した見積書を 用いて、日付を遡って契約決裁を作 成しており、正式な契約手続を経る ことなく事業者に検査業務を履行さ せていた。 イ 本来であれば 6月分や 7月分の契 約に基づいて請求されるべき13件が、 検査工程に時間を要したこと等によ り、8月分である本契約において請 求されていた。 みどり市民病院経営課においては、 業務実態と合うよう契約方法を見直さ れたい。

措置の内容

して適切か否かの確認が不十分であったことが主な原因であったため、今回 の指摘を受け、検査の実施前に事業者 から見積書を受領することを徹底し、 正式な契約手続きを経るよう改善が図 られました。

また、団体において請求書の内訳について、請求単位として適切か否かを 支払い前に必ず確認するように事務手 順を見直されました。(市立大学課)

1(5) **兼業及び兼職の許可について(その他 事務**)

公立大学法人名古屋市立大学役員及 び職員の兼業に関する規程(以下「兼 業規程」という。)によると、役職員 が兼業又は兼職を行う場合には、あら かじめ理事長の許可を受けなければな らないとされている。

兼業及び兼職に係る手続について調査したところ、兼業及び兼職の開始予定日以降に兼業依頼書(兼業許可申請書)が提出されていたものが複数見受けられた。

兼業及び兼職に係る手続は、職務の遂行に支障をきたすおそれがないこと等を確かめるための重要な手順であり、平成30年2月19日に公表した名市大に対する監査結果においても同様の事例を指摘しているところである。適正な手続に加えて、兼業規程の趣旨についても改めて周知されたい。

本件は、団体における兼業規程の趣旨や手続に対する教職員の理解不足が原因であったことから、令和7年7月7日の部局長会議及び同年8月27日の部課長会において、兼業兼職のルールの趣旨及び兼業兼職を行う際の手続について周知されました。

また、教職員向けに発行されている 『コンプライアンス通信』(令和7年8月号)においても、同様の内容について周知されました。(市立大学課)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(6)	患者預り金の管理について(その他事 市にす金りの管理について(その他事)を管理について(その他事)を管理について(その他事)を管理について(その他事)を管にうり、ののという。ののも、と、行うとに下)がはこれで、と、行うとに下)がはこれで、と、行うとに、と、行うとに、と、行うとに、と、行うとに、、で、、で、、で、、で、、ののと照に口らなどで、ののも、の、ののという。ののも、と、で、、で、、で、、で、、ののも、の、ののとの、の、ののとの、ののとの	団体においては、令和7年3月1日より、預り金出納帳による管理を行うともに、医事課長による照合と、経理担当者による患者預り金口座への遅滞のない入金を徹底しており、改善が図られました。 (市立大学課)

住宅都市局(名古屋市住宅供給公社(出資団体監査分及び公の施設の指定管理 者監査分))

	T	- (令和 7年 8月31日現在の状況)
番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(1)	インターネットで表示である。 インターネットが支出事務) ・大が支出事務) ・大が支出事務) ・大が支出事務) ・大が支出事務が ・大が支出事務が ・大が支出事務が ・大が支出をに行うする。 ・大がの利用権限 ・大がの利用をででは、 ・大がの利用をできる。 ・大がのでは、 ・大がのでは、 ・大がのででは、 ・大がのででが、 ・大がのででで、 ・大がのででで、 ・大がのででで、 ・大がのででで、 ・大ののでででで、 ・大ののでででで、 ・大ののでででで、 ・大ののでででで、 ・大のののでででで、 ・大のののでででで、 ・大のののでででで、 ・大のののでででで、 ・大ののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のののででで、 ・大のにいるででで、 ・大のののででで、 ・大のにいるでで、 ・大のののででで、 ・大のにないで、 ・大のにないで、 ・大のにないでのででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないでのででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないでで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないでで、 ・大のにないででで、 ・大のにないででで、 ・大のにないでで、 ・大のにないででで、 ・大のにないでで、 ・大のにないでで、 ・大のにないで、 ・大のにないで、 ・大のにないでで、 ・大のにないででで、 ・大のにないでで、 ・大のにないでで、 ・大のにないで、 ・大のにないで、 ・大のにないで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないでで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないでで、 ・ないにないででで、 ・ないにないでで、 ・ないにないでで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないでで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないにないで、 ・ないにないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないにないで、 ・ないにないで、 ・ないにないにないで、 ・ないにないにないで、 ・ないで、 ・ないでいないで、 ・ないでいないで、 ・ないでいないで、 ・ないでいないで、 ・ないでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいないでいないで	(監査期間中に措置済)
1(2)	小切手の管理について(支出事務) 小切手法(昭和 8年法律第57号)に	(監査期間中に措置済)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	よが生性のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	

住宅都市局(名古屋高速道路公社(出資団体監査分))

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
1(1)	インタース で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(監査期間中に措置済)

番号	指摘(監査結果)	措置の内容
	なお、道路公社において、インターネットバンキングの振込登録のみの権限が付与されたIDを各担当者に、振込承認のみの権限が付与されたIDを各役職者に割り当てたことを、住宅都市局街路計画課が確認しており、必要な措置が講じられた。	

住宅都市局(名古屋臨海高速鉄道株式会社(出資団体監査分))

(令和 7年 8月31日現在の状況)

番号 指摘 (監査結果) 措置の内容 1(1)競争性のある契約の締結について(契 今回の指摘を受け、令和7年3月12 日付けで名古屋臨海高速鉄道株式会社 約事務) 名古屋臨海高速鉄道株式会社契約規 あてに「契約の締結手続きについて」 程によると、設計金額等が 250万円を を発出し、名古屋臨海高速鉄道株式会 超えない契約を締結しようとするとき 社契約規程を遵守するよう要請しまし は、随意契約によることができ、この 場合は、原則として 2者以上から見積 その結果、令和7年度の当該業務委 書を徴収しなければならないとされて 託において、見積書を2者から徴収し、 いる。また、合理的かつやむを得ない 適正な契約手続きがなされたことを確 理由により、見積書を徴収することが 認しました。 可能な事業者が 1者のみであるときは、 (交通企画・モビリティ都市推進課) 契約しようとする者のみの見積書によ ることができるとされている。 令和 5年度受水槽等保守点検業務委 託及び令和 5年度浄化槽等保守点検業 務委託の 2件の契約事務について調査 したところ、設計金額が 250万円を超 えておらず、随意契約によることとし たため、2者以上の者から見積書を徴 収しなければならなかった。しかしな がら、長年の履行実績があるなど良好 な保守点検を行える事業者が 1者のみ であることを理由として、当該事業者 からしか見積書を徴収していなかった。 また、臨海高速に確認したところ、 平成29年度に安価な見積書を提示した 当該事業者のみから見積書を徴収する 状態が、平成30年度以降継続していた とのことであった。 当該各契約については、本社及び駅 施設等における給排水設備等の保守点 検業務委託であり、見積書の徴収が可 能な事業者は複数あると考えられるた め、競争性の観点から 2者以上の者か ら見積書を徴収されたい。